

公示番号：180141

国名：ナイジェリア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：連邦農業農村開発省政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：連邦農業農村開発省政策アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年7月上旬から2019年9月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 5.00M/M、合計 5.50M/M
- (3) 業務日数：
 - ・国内準備 3日
 - ・第1次現地業務 60日
 - ・国内作業 2日
 - ・第2次現地業務 30日
 - ・国内整理 2日
 - ・第3次現地業務 60日
 - ・国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2018年6月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。な

お、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年6月26日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	農業セクターにおける政策提言にかかる各種業務
対象国／類似地域	ナイジェリア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：黄熱

入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）¹が必要です。

6. 業務の背景

ナイジェリアでは、農業は雇用の約7割、GDPの約2割を占める基幹産業である。ナイジェリア経済は2000年代から2014年までは4%～7%台の成長が続いてきた一方、2015～2016年は油価下落により経済成長は停滞し、2016年はマイナス成長となった。農業は経済全体の停滞時期にも堅調な成長を見せ、底を支えたが、他方で国民の約5割が絶対的貧困層に区分され（2009年）、その多くは農村部に暮らしている。（世界銀行統計2018等）。

農業セクターを所管する連邦農業農村開発省は、1) 食料安全保障、2) 輸入代替、3) 雇用創出、4) 経済多角化を大目標に、以下に掲げる政策及びイニシアティブにも取り組んでいる。

(1) コメの自給率向上

ナイジェリアはコメ生産量がサブサハラ・アフリカで最も多い国（FAOSTAT 2016）であるが、人口増加と都市化に伴う食生活の変化によってコメの需要が増加しており、年間消費量の伸びに国内生産は追いついていない。このため、農業農村開発省は食料安全保障の観点もふまえてコメの自給率向上を重要課題に位置付けており、2008年に立ちあげられた「アフリカ稲作振興のための共同体」（Coalition for African Rice Development、以下「CARD」）の対象国として、国別稲作開発戦略（National Rice

¹ ナイジェリアのイエローカード（黄熱予防接種証明書）要求は発生地からの黄熱ウイルスの持ち込み防止が目的なので日本などの非危険国からの入国では不要とされていますが、自らの感染防止のために接種していただくことを勧めます。WHOは発行後10年経過したイエローカードでも手続きなく生涯有効とする勧告を出しましたが、ナイジェリアはこの勧告受け入れをまだ正式表明していません。当面は10年以内発行の証明書携帯をお勧めします。ナイジェリアからの渡航者（旅を含む）にイエローカードの提示を求める国もありますのでご注意ください。

Development Strategy、以下「NRDS」)を策定するなど稲作振興に積極的に取り組んできた。さらに、連邦農業農村開発省では、民間の力を活用した農業の商業化を目指し、Agricultural Transformation Agenda(以下「ATA」と呼ばれる政策を2011年に打ち出したが、この中でも、コメについてはRice Transformation Agenda(以下「RTA」と呼ばれる戦略も策定し、生産性と品質の向上を通じて、輸入米に代わる国産米振興のためのバリューチェーン開発に取り組んでいる。現政権による農業振興政策(The Agriculture Promotion Policy 2016-2020)²もATAを基本的に継承している。

(2) 農業の商業化

JICAが2015年度に本邦で実施した「市場志向型農業振興」研修に参加した連邦農業農村開発省連邦農業普及局、連邦首都区(Federal Capital Territory、以下「FCT」)、ナサラワ州の職員を中心にSHEP³アプローチの実践が試みられている。特にナサラワ州では農民グループが市場ニーズに合う形で野菜栽培を始めるケースも現れている。連邦農業農村開発省はナサラワ州等での活動を継続するとともに、他の複数の州にもSHEPアプローチを利用した農業普及システムを導入することを目的とした技術協力の要請も出している。

(3) 国民の栄養改善

ナイジェリアは2001年に食料と栄養に関する国家政策を定め、2011年にはScaling Up Nutrition(SUN)⁴運動に加盟するなど、国を挙げて栄養改善に取り組んできた。連邦農業農村開発省は、2016年に策定されたAgricultural Sector Food Security and Nutrition Strategy(AFSNS)に基づいて、農業と食を通じた栄養改善に係る具体的な取組を進める予定である。

このような連邦農業農村開発省の政策等に沿って、JICAは2011年から2016年まで「コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト」(Rice Post-Harvest Processing and Marketing Pilot Project in Nasarawa and Niger States、以下RIPMAPP)を実施し、ナイジャ・ナサラワの2州のパイロット地域において、コメの収穫後処理の改善技術や品質基準の導入と普及を行った。他州への展開がRIPMAPP終了後の課題となっていたが、RIPMAPPで導入された中で高い評価を得た改良パーボイル技術をGIZ等の他ドナーや州農業局との連携で他州に普及したり、稲モミの品質基準・検査技術をナイジェリア品質基準機関との連携により国家基準に組み込む等の取組を継続してきた。現在もこれらの取組を継続中であるが、一方でRIPMAPPで導入された収穫後処理施設の持続的な維持運営など残された課題は少なくない。また、現在CARDの取組は2019年以降も継続される見込みであり、一大コメ消費国で

2

http://fscluster.org/sites/default/files/documents/2016-nigeria-agric-sector-policy-roadmap_june-15-2016_final1.pdf#search=%27The+Agriculture+Promotion+Policy+nigeria%27

³ SHEP(Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion):ケニアで実施された技術協力プロジェクトで生まれた小規模園芸農家支援のアプローチ。野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すもの。

⁴ Scaling Up Nutrition(SUN):栄養改善のための政治的コミットメントとアカウンタビリティを強化していこうという運動/枠組み。加盟国(2018年5月現在60か国)に加え、ドナー、国連機関、市民社会、民間企業が参加。

あるナイジェリアは引き続き、対象国となる見込みである。

他方、コメ振興以外の分野においても、前述したとおり、農業と食を通じた栄養改善や市場志向型普及に取り組む連邦農業農村開発省は、IFNA⁵や SHEP アプローチを用いた活動を展開しようとしている。

こうした背景の下、連邦農業農村開発省は、コメバリューチェーンの改善に向けた計画策定・調整能力向上支援を主たる業務とする、政策アドバイザーの派遣を、我が国に要請してきた。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ナイジェリアの農業セクターの情報を整理・分析するとともに、我が国がこれまでに実施した協力案件や CARD 支援を踏まえ、JICA の今後の農業分野における協力の方向性を提案し、具体的な協力案件の形成を支援する。また、JICA の実施済案件（RIPMAPP や帰国研修員のアクションプラン等）に対するフォローアップを行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2018年7月）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ナイジェリア農業政策文書（NRDS 含む）等を確認し、ナイジェリアの農業・稲作開発の政策及び現状について把握する。
- ② ナイジェリアにおける、以下の JICA 案件及び他ドナーの農業・食料・栄養関連分野の協力内容（実施中・計画中・実施済）につき、確認・把握する。
 - ・「コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト」(2011～2016年)
 - ・「栄養と農業に係る情報収集・確認調査」(2017年)
- ③ 別途 JICA が実施した CARD 終了時レビュー調査結果も活用し、ナイジェリアにおける CARD 支援の成果と課題を整理する。
- ④ JICA 農村開発部との事前打合せに参加する（0.5日程度）。
現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部との事前打合せ（0.5日程度）において提出・説明する。

(2) 第1次現地業務期間（2018年7月～2018年9月）

*業務日数は「2. 契約予定期間等」参照

- ① 現地業務開始時に、JICA ナイジェリア事務所及びナイジェリア側 C/P 機関へワークプラン（和文・英文）を提出し、業務計画の承認を得る。
- ② ナイジェリア政府関係機関、他ドナー、NGO、民間セクター、農業従事者等の農業セクター関係者との協議や現地調査等を通じ、農業セクターの基礎情報を整理の上、課題やニーズを抽出・分析する。
- ③ 農業セクターの中でも特に稲作セクターに関し、(i)農業政策上の位置づけ、

⁵ IFNA (Initiative for Food and Nutrition Security in Africa) : 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ。アフリカ各国と支援機関がより連携を深めることで、現場での具体的な取り組みを推進し、栄養改善に向けた目標の達成を支援するもの。2025年までの10年間で、アフリカの国々において栄養改善戦略の策定や既存の分野の垣根を越えた栄養改善実践活動の促進、普及などに取り組む。ナイジェリアでは、連邦農業農村開発省の他に、連邦予算・国家計画省 (Ministry of Budget and National Planning) 及び連邦保健省 (Federal Ministry of Health) を中心に取組みが行われる予定。

(ii)NRDS や収穫後処理・バリューチェーンにかかる戦略等の各種政策・戦略文書の内容、(iii)政府関係機関の業務所掌と実施体制（人員・予算・活動計画等）及び実施能力、(iv)他ドナーの支援状況、等を詳細に確認し、政策実行に際しての課題やニーズを抽出・分析する。

- ④ 現地調査を通じ、栽培環境別（灌漑・天水低湿地・天水畑地、他）の稲作について、種子や肥料等の投入材へのアクセス、栽培技術、普及体制、収穫後処理、マーケティング等、稲作バリューチェーン全般にかかる現状と課題を把握する。また、現行 NRDS/RTA のモニタリング活動が効果的に機能するよう、関係機関・関係者に対し助言を行う。
- ⑤ 農業・食を通じた栄養改善に向けた取り組みの現状及び課題を把握し、協力案件の形成に向けた連邦農業農村開発省、連邦予算・国家計画省及び連邦保健省等とのコーディネーションを促進する。
- ⑥ SHEP の活動状況を確認するとともに、さらなる普及拡大に必要と考えられる方策について、連邦農業農村開発省と検討を行う。
- ⑦ JICA が過去に実施した協力案件（上記（１）②）の実施・活用状況や課題について調査を行い、必要なフォローアップ協力案を検討し、要すれば連邦農業農村開発省に助言を行う。
- ⑧ 農業セクターに関する JICA の研修事業について、人選及び帰国後のフォローについて農業農村開発省に助言を行う。
- ⑨ 農業政策に関する会合や政策協議、実務者協議等への出席や個別の面談等を通じてドナーや先方政府に対し情報収集や発信を行うとともに、連携や協働の可能性や方法につき検討・提案する。
- ⑩ 現地業務完了に際し、第１次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関及び JICA ナイジェリア事務所に提出し、報告する。

（３）国内作業期間（第１次から第２次及び第２次から第３次までの現地業務の合間）

* 業務日数は「2. 契約予定期間等」参照）

- ① 各次現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部に提出し、派遣期間の業務達成状況を報告する。
- ② 各次現地業務結果を踏まえ、現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を更新し、JICA 農村開発部に提出・説明する。

（４）第２次現地業務期間（2018年11月又は2019年1月）

- ① 現地業務開始時に、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関に更新されたワークプラン（英文）を提出し、業務計画の承認を得る
- ② 第１次現地業務に引き続き、上記（２）②から⑨の業務を継続して実施する。
- ③ 現地業務完了に際し、第２次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関及び JICA ナイジェリア事務所に提出し、報告する。

（５）第３次現地業務期間（2019年6月～8月）

- ① 現地業務開始時に、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関に更新されたワークプラン（英文）を提出し、業務計画の承認を得る
- ② 第２次現地業務に引き続き、上記（２）②から⑨の業務を継続して実施する。
- ③ 現地業務完了に際し、第１次から第３次の現地業務までを網羅し、かつ C/P

機関への提言等（下記「8. 報告書等」（3）参照）を記した現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関及び JICA ナイジェリア事務所に提出し、報告する。

（6）帰国後整理期間（2019 年 9 月）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 農村開発部に提出する。
- ② 帰国報告会に出席して、業務達成状況を報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、各報告書は簡易製本により提出するとともに、電子データでも提出すること。

（1）ワークプラン（全体及び各次現地業務）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- 和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA ナイジェリア事務所へ各 1 部）
- 英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関へ各 1 部）

（2）業務従事月報

現地業務期間中／国内準備・整理期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 農村開発部及び JICA ナイジェリア事務所に提出する。

（3）現地業務結果報告書（各次現地業務）

- 和文 1 部（JICA 農村開発部へ 1 部）
 - 英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA ナイジェリア事務所、C/P 機関へ各 1 部）
- ただし、第 3 次現地業務結果報告書（和文）は「（4）専門家業務完了報告書（和文）」をもって代えることとする。

（4）専門家業務完了報告書（第 3 次現地業務終了後）

- 和文 1 部（JICA 農村開発部 1 部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
なお、標準経路は成田⇒パリ／ロンドン／フランクフルト／ドバイ／ドーハ／アブダビ⇒アブジャ 乃至は、羽田⇒パリ／ロンドン／フランクフルト／ドバイ／ドーハ／アブダビ⇒アブジャのいずれかです。

（2）戦争特約保険料

当該業務は主にアブジャ、ナイジャ州及びナサラワ州（いずれも戦争特約対象地域外）を想定しております。プロポーザルにより、戦争特約対象地域での活動をする提案を妨げるものではありません。戦争特約対象地域での活動を提案する場合には、滞在期間に応じた戦争特約保険料を見積書に計上して下さい。

(ただし、戦争特約対象地域での業務については契約交渉等協議させていただきます。)

詳しくは、「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>) を参照願います。

(3) 本案件の見積りは、上記ガイドラインの業務実施契約（単独型）見積書 「様式（単独型・不課税化対象案件用）」を用いて積算してください。

(4) 臨時会契役の委嘱

一般業務費については、JICA ナイジェリア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

(5) 宿泊料

宿泊料については、ラゴス及びアブジャで宿泊する場合には JICA の安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、調整単価を設定しています。アブジャでの宿泊料積算にあたっては同単価に基づき 22,300 円／泊として計上してください。なお、この調整単価又は宿泊日数は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性があります。その他の地域は経理処理ガイドラインのとおりです。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

エ) 通訳備上

なし

オ) 執務スペースの提供

農業省内における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 配布資料

本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8409）にて配布します。

- ・ Preparatory Survey for the Initiative for Food and Nutrition Security in Africa (IFNA) in NIGERIA
- ・ Agricultural Sector Food Security and Nutrition Strategy 2016-2025
- ・ Rice Transformation Action Plan 2011

②ウェブ公開資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイト等で公開されています。

- ・ アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)終了時レビュー調査ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12305736.pdf>

- ・ ナイジェリア国栄養と農業に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030955.html>

- ・ ナイジェリア国コメ収穫後処理・マーケティング能力強化プロジェクトプロジェクト業務完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027395.html>

- ・ パーボイル技術に関する資料

<https://www.jica.go.jp/nigeria/english/office/topics/180123.html>

<https://www.jica.go.jp/nigeria/english/office/topics/180220.html>

<https://www.jica.go.jp/nigeria/english/office/topics/170125.html>

<https://www.jica.go.jp/nigeria/english/office/topics/160324.html>

<https://www.jica.go.jp/nigeria/english/office/topics/180213.html>

- ・ モミの品質基準に関する資料

<https://www.jica.go.jp/nigeria/english/office/topics/180214.html>

- ③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②業務従事予定者は農業政策策定に加え稲作分野（収穫後処理含む）に関する知識を有することが望ましい。

- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密

に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上